

改定食品衛生法（ポジティブリスト制度）への 弊社対応について

- 食品が接触する合成樹脂（ゴムを除く）を対象とした改正食品衛生法におけるポジティブリスト（以下、PL）制度が2020年6月より施行されています。
弊社製品は、このPL制度には不適合となりますので、予めご了承ください。
●但し、2025年5月までは経過措置期間として旧食品衛生法に準じた運用が認められ、食品と接する場所でも弊社製品をご使用いただけます。
●2025年6月以降は、食品が接触する場所で接液部が合成樹脂（ゴムを除く）の弊社製品はご使用できなくなる見込みです。ご注意ください。
※接液部がゴムのAVパッキン（被覆を除く）はPL制度対象外であるため流体が食品でも使用可能。

改定食品衛生法（2020年6月～）

接液部材 流体	合成樹脂	ゴム
食品	PL制度 弊社製品は不適合	浸出試験の適合*が必要
食品添加物	浸出試験の適合*が必要	浸出試験の適合*が必要

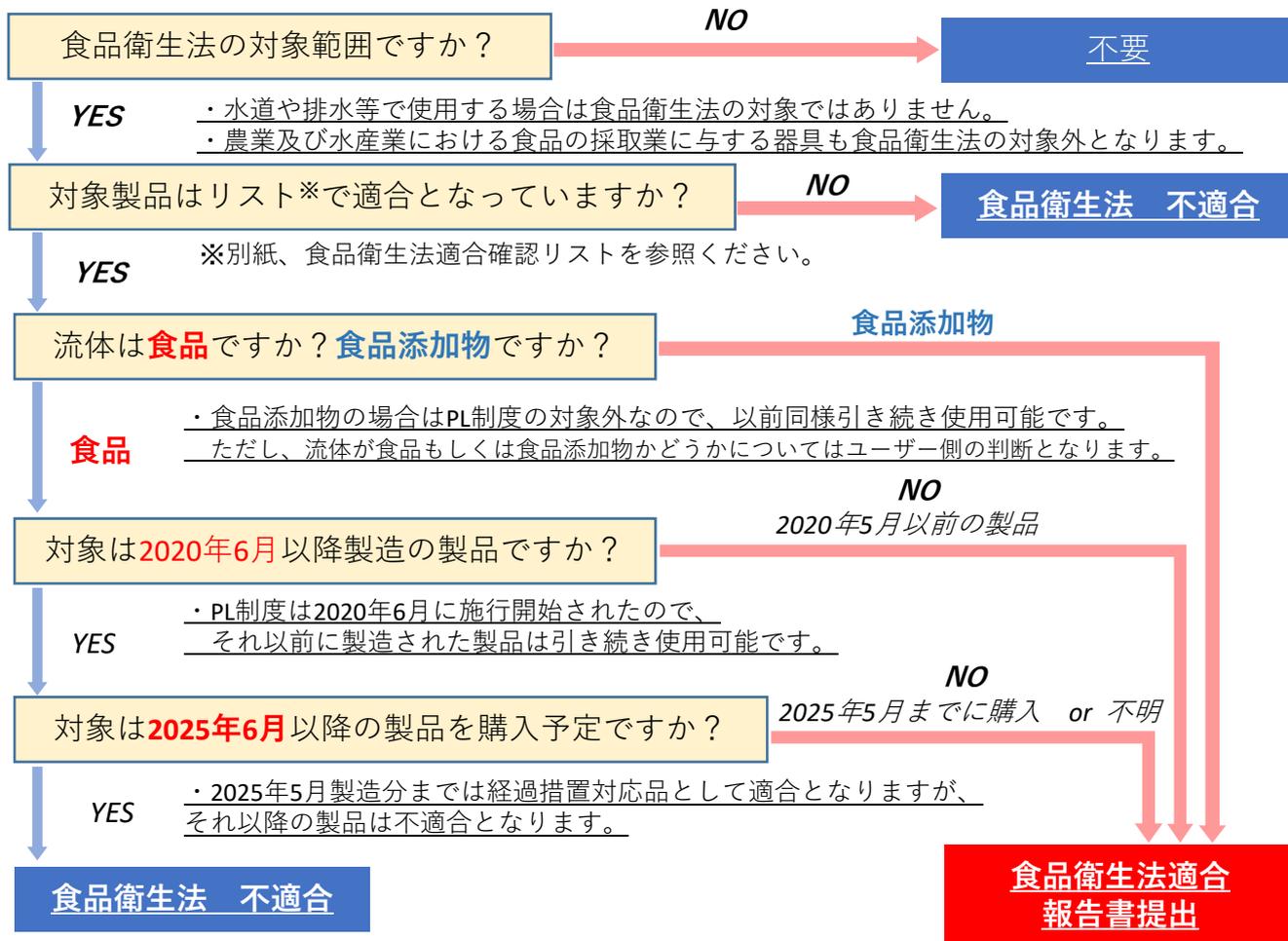
※食品衛生法・食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

旧食品衛生法（～2020年6月）

接液部材 流体	合成樹脂	ゴム
食品	浸出試験の適合*が必要	
食品添加物		

※旧食品衛生法に適合しており2025年5月までに製造されたものは、経過措置期間として流体が食品の場所でも使用できます。

食品衛生法適合判断フロー



食品衛生法適合判断早見表

法令	製造年月日	流体		
		食品	食品添加物	その他 (水道や排水等)
食品衛生法	～2020.5 製造	適合※	適合※ (PL制度対象外のため)	食品衛生法 対象外
	2020.6～2025.5 製造 PL制度経過措置期間	適合※ (と同等) (経過措置対応)		
	2025.6～ 製造 PL制度完全施行	不適合		

※食品衛生法適合確認リストで適合となっている製品に限る

AVパッキン（被覆を除く）はPL制度対象外であるため食品・食品添加物ともにすべて適合